

仲 裁 要 請 の 取 下 書

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

年 月 日 国税庁長官 殿	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 連 単 結 体	(フリガナ) 法人名又は氏名	
		納 税 地	〒 ー (局 署)
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 親 法	(フリガナ) 法人の代表者氏名	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法 人 人	(フリガナ) 責任者氏名	(役職名) 電話 () ー (内線)

租税条約の規定に基づき、 年 月 日付で提出した、仲裁の要請の(全部/一部)を取り下げます。

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 ー (局 署)
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
	責 任 者 氏 名	(役職名) 電 話 () (内線)

(一部取下げの場合の取り下げる事項及び年度)

(全部取下げ又は一部取下げの理由)

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

○税理士等に関する事項

<input type="checkbox"/> 税理士	氏名 (名称)		代理権限等の届出をした税務署名
<input type="checkbox"/> 納税管理人	住所 (居所・所在地)	電話Tel () ー	

※相互協議室処理欄	整理番号		備 考	
-----------	------	--	-----	--

仲裁要請の取下書の記載要領等

- 1 この取下書は、租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）第12条第3項《租税条約の規定に適合しない課税に対する申立ての手續》の規定に従って、個人又は法人（法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含みます。）が、国税庁長官に対し仲裁の要請を行った後に、「相互協議の合意の通知」を受けるまでの間、要請者が仲裁の要請を取下げるときに、使用します。
 - 2 仲裁要請の取下げに当たっては、この取下書1部を、国税庁相互協議室に提出してください。なお、仲裁要請の取下げと併せて相互協議の申立ても取下げるときには、この取下書に代えて「相互協議申立ての取下書」を提出してください。
 - 3 各欄の記載は次によります。
 - (1) 「提出法人」欄は、要請者が内国法人であった場合のみ、「単体法人」又は「連結親法人」のいずれかを選択し、レ印を記載してください。連結法人に係る提出法人は「連結親法人」となります。
 - (2) 「責任者氏名」欄は、この要請に係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。
 - (3) 要請の対象となった取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地、法人名等を記載してください。なお、「連結子法人」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。
 - (4) 「仲裁の要請の（全部・一部）を取り下げます」欄は、「全部」又は「一部」のいずれかを選択し、不要なものを二重線にて削除してください。
 - (5) 「一部取下げの場合の取り下げる事項及び年度」欄には、この取下書の提出によって取り下げる事項及び年度について記載してください。なお、本欄については英訳文も併記してください。
 - (6) 「全部取下げ又は一部取下げの理由」欄については、取下げを行う理由を記載してください。なお、本欄については英訳文も併記してください。
 - (7) この申立書を代理人によって提出する場合には、「税理士等に関する事項」欄の該当する項目にレ印を記載し、代理人の氏名（名称）、住所（所在地）及び代理権限等の届出をした税務署名を記入してください。
- (注) 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。